

静岡市環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 規則等の案の題名

静岡市環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市環境影響評価条例第2条第1項第2号 他

3 改正の趣旨

静岡市環境影響評価条例施行規則の改正点は下記のとおりです。

- （1）太陽光発電所について、対象事業としての位置付け等を変更します。
- （2）特定区域の規模要件について変更を行います。
- （3）区域をまたがる事業の判定について見直しを行います。

4 規則の一部改正の内容

（1）太陽光発電所の位置付け等の変更について

大規模な太陽光発電所については、これまで「工業団地の造成」の事業の1つとして判断していました。しかし、造成を伴わない事業は環境影響評価の対象として捕捉することができません。

さらに、平地での適地の減少により、森林伐採を伴う事業が全国的に増加していることから、自然環境や生活環境への影響が懸念されています。

そこで、環境影響評価手続の対象事業として、新たに「太陽光発電所」を設けるとともに、環境影響評価の適用範囲を拡大します。

（2）特定区域の規模要件の変更について

特定区域は豊かで貴重な自然環境を有しており、他の区域よりも環境配慮を要する区域です。そのため、環境影響評価の適用範囲は、特定区域が他の区域より常に広くあるべきです。

そこで、特定区域における環境影響評価の適用範囲を拡大するための改正を行います。

（3）区域をまたがる事業の判定の見直しについて

区域をまたいで実施される事業について、環境影響評価の要否の判定方法を見直します。

5 規則を施行する時期（予定）

令和2年4月1日